



第12号

平成28年3月18日発行

宮城県東部土木事務所登米地域事務所

東部土木登米地域だより

平成27年度 登米地域事務所 一年の歩み

平成27年度は、東日本大震災から5年目となり、国が定める集中復興期間5年間の最終年度、宮城県震災復興計画における再生期の2年目であり、10年計画の折り返しとなる節目の年度でした。被災地では、災害復旧事業の推進をはじめ、災害公営住宅や復興道路の整備、復興まちづくりの支援などに、鋭意取り組んでまいりました。

登米地域におきましては、東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクトである復興支援道路～みやぎ県北高速幹線道路～の事業の推進をはじめ、国道346号錦織道路改良や新田跨線橋などの橋梁耐震化・長寿命化、さらに迫川流域における河川施設整備などの事業を推進しました。

4月

- 23日 ● LED道路照明及び土留め・仮締切の研修 1
 近年の発光ダイオード照明技術の進展等に伴い、LEDを道路・トンネル照明として活用し、灯具のコスト低減や使用電力の節減を図り、ライフサイクルコストが抑えられることから、LED照明の基礎技術を習得するため研修を行いました。



5月

- 21日 ● 河川及びダム管理施設操作研修会 2
 登米管内の河川・ダム管理施設は、蕪栗沼遊水地関連、荒川関連及び長沼ダム関連の施設と大きく3つに区分され、今後、出水期を向かえることから、その特性に応じた操作研修を開催しました。



6月

- 3日 ● アスファルト合材及びポットホール補修に関する研修 3
 ポットホールなどの舗装補修に関する技術を習得するため本研修を開催しました。
- 6日 ● 登米市ｽﾎｰﾙ-ｯｼﾞ少年団野球競技会ｽﾎｰﾙｽﾀｰ認定 3
 活動区間は長沼ダムのうち、長沼フットピア公園に近接する、迫町北方兵糧の200mです。
- 12日 ● 6. 1.2 総合防災訓練
 宮城県では、昭和53年の「宮城県沖地震」を契機に、総合防災訓練を実施しました。
- 18日 ● 土砂災害危険箇所パトロール
 土砂災害の多発する梅雨・台風時期を前に、砂防ボランティアの協力を得てパトロールを実施しました。



7月

- 13日 ● 迫川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者協議会 4
 迫川流域沿岸の洪水に対する共通認識のもと、治水及び健全な農業経営に資するため、洪水等の災害への対応について協議しました。
- 24日 ● 株式会社共立スマイルサポーター認定 4
 活動区間は、主要地方道古川登米線の登米市登米町寺池長橋から同町金沢山までの約150mの区間です。



8月

- 4日 ● 橋の日パネル展&スマイルサポーターパネル展
8月4日「橋の日」に合わせて、パネル展を開催しました。
スマイルサポーターの活動状況写真を展示しました。
- 7日 ● 道の日ロードクリーンキャンペーン実施 5
8月10日の「道の日」にあわせて、主要地方道古川佐沼線約400mの区間を25名の職員で清掃しました。
- 21日 ● 「東部土木登米地域だより」第10号発行



9月

- 3日 ● 屋外広告物ローラー作戦実施
屋外広告物適正化旬間（9月1日～10日）にあわせて屋外広告物制度の啓発普及を図りました。
- 11日 ● 長沼ダムが初めて洪水調節
関東・東北豪雨により、長沼ダムに初めて洪水が流入しました。
- 14日 ● 迫川フェスティバルin長沼レガッタ 6
第26回長沼レガッタ会場において、迫川改修の歴史や長沼ダムの効果についてパネル展などを開催しました。併せて、ダムと水環境に関するクイズを実施しました。
- 30日 ● スマイルサポーターへの知事からの感謝状の贈呈 7
長年にわたりスマイルサポーター活動に取り組んでいただきましたので、知事からの感謝状を贈呈しました。
宮田建設株式会社 様 阿部 信行 様



10月

- 16日 ● 見て・感じて・学ぶ沿岸被災地復旧・復興研修会
東日本大震災から4年5ヶ月が経過し、多くの課題を有する中で本格的に事業を進めている沿岸域の復旧・復興事業の現状に触れて、若手職員として必要な知識を習得しました。

11月

- 5日 ● 道の駅「三滝堂」が新たに登録
- 19日 ● 土砂災害危険箇所基礎調査結果説明会
登米市内の危険箇所684箇所のうち329箇所指定済新たに13箇所の調査結果の説明を行い追加指定しました。
- 27日 ● 長沼ダム利活用会議 8
ダム運用開始に合わせた新たな地域活性化を推進するため、長沼ダムに関係する地域の代表や行政が一堂に会して、情報の共有や新たな取り組みなどを話し合いました。



12月

- 4日 ● スマイルサポーター意見交換会 9
登米地域で県が管理する河川や道路の美化活動に取り組んでいただいているスマイルサポーター団体の皆様の意見交換会を開催しました。
- 14日 ● 蕪栗沼環境管理会
ラムサール条約登録湿地である蕪栗沼と周辺遊水地の施設管理や環境保全について協議・検討しました。



1月

- 13日 ● みやぎ県北高速幹線道路「佐沼工区」用地契約会
5月中旬から6月下旬にかけて、用地境界確認作業を行い、12月8日から用地説明会を、引き続き、用地契約会を1月13日から開催し、多くの方々の御協力を頂き、用地買収を進めています。

2月

- 23日 ● 土砂災害危険箇所基礎調査結果説明会（23日から25日まで）
新たに3箇所の調査結果の説明を行い追加指定します。

3月

- 2日 ● スマイルサポーター勧誘活動
登米エコフォーラムの参加企業様に、スマイルサポーターの紹介をしました。

みやぎ県北高速幹線道路（復興支援道路）整備状況

みやぎ県北高速幹線道路は、東北自動車道と三陸沿岸道路を東西に結びつけ、県北各地域の相互連携を強化する地域高規格道路であり、被災地の復興支援や災害時における救援物資輸送等を担う復興支援道路として位置づけられ、東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクトです。



完成予想図

■中田工区の進捗状況



Ⅱ期（中田工区）4.7km区間については、平成26年度から用地買収に着手し、一部の多数相続発生地を除き用地取得済みで、平成27年度当初から終点側より地盤改良や盛土等の本格的な工事に着手し、現在は全区間について工事を実施しています。また、全体盛土量53万m³の内約25万m³を他工事から流用し、資源の有効活用及びコスト縮減を図っています。

■佐沼工区の進捗状況

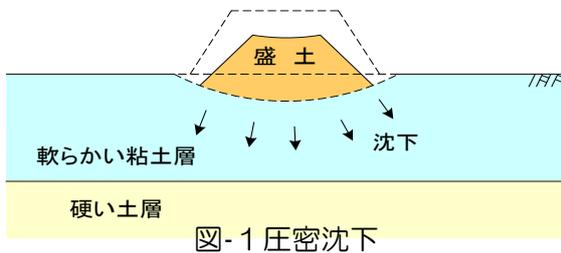


Ⅲ期（佐沼工区）3.6km区間については、平成27年度当初から用地測量に着手し、12月に用地説明会、翌1月に用地契約会を開催し用地取得を進めています。工事は、宮城県道路公社へ委託し、用地取得済みである終点側のⅡ期との接続区間については工事に着手するとともに、用地契約会後に用地取得が進んでいる2つの工区について工事契約の手続きを進めています。

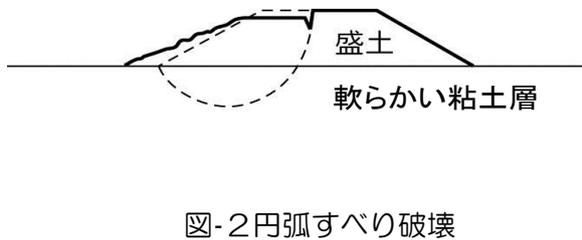
みやぎ県北高速幹線道路（復興支援道路）における地盤改良

みやぎ県北高速幹線道路（登米市中田町宝江地区）の地盤は非常に軟らかい粘土層が10m程度堆積しており、粘土層に含まれる水や空気が絞り出され粘土層の厚さが薄くなることで地表面が沈下する現象（図-1 圧密沈下）や、盛土の重さで軟らかい粘土地盤が壊れて、盛土自体が破壊する現象（図-2 円弧すべり破壊）が生じるおそれがあることから、それらの対策として地盤改良工事を実施しています。

■ 圧密沈下



■ 円弧滑り破壊



対策工法の紹介

圧密沈下の対策として軟らかい粘土層にプラスチック製の排水材を打ち込み、沈下を早めるプラスチックドレーン工（写真-1）を実施しています。

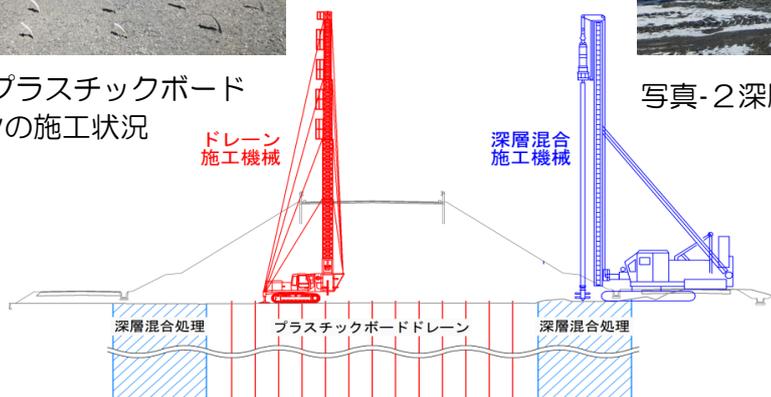


写真-1 プラスチックボードドレーンの施工状況

円弧すべり破壊の対策として、地盤中にセメントを入れ軟らかい粘土層と混合することで、地盤の強度を増加させる深層混合処理（写真-2）を行っています。



写真-2 深層混合処理の施工状況



スマイルサポーターになりませんか？

宮城県では、県が管理する道路や河川でボランティアによる美化活動を行う個人や企業、団体を「スマイルサポーター」として認定するアドプト制度を推進しています。地域の皆様の積極的な参加をお待ちしています。



アドプト制度とは

アドプト (adopt) とは英語で「養子縁組をする」という意味です。
アドプト制度とは地域の人々が道路や河川の里親となり、我が子のように愛情をもって面倒を見る (=美化する) もので、アメリカで生まれました。
宮城県のアドプト制度として、道路のスマイルロード・プログラムが平成13年、河川のスマイルリバー・プログラムが平成15年から始まっています。

スマイルサポーターの仕組み

県が管理する道路や河川において、定期的に清掃や緑化作業などの美化活動をボランティアで行うもので、活動前にスマイルサポーターと市町村、宮城県の三者でお互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結びます。

県の役割

ボランティア保険に加入し、万が一の場合に備えます。
また、サポーターの名前入り表示板を設置するほか、ホームページなどでその活動をPRするとともに、道路や河川の利用者のマナー向上を図ります。

市の役割

ごみの処分やごみ袋の提供などの支援をお願いしています。
また、情報提供など県と連携してサポーターの活動をバックアップします。

スマイルサポーター勧誘活動



第29回登米エコフォーラムが平成28年3月2日(水)に株式会社スタンレー宮城製作所様の会議室で開催されました。
エコフォーラムは、環境配慮活動に関する情報交換を行う場であり、今回初めて会議に参加し、スマイルサポーターの紹介をさせていただきました。



スマイルサポーターに関する問い合わせ・申し込み

宮城県東部土木事務所登米地域事務所 行政班
0220-22-2494 et-tmdbk@pref.miyagi.jp



スマイルサポーターQ&A

Q. 個人でもなれるの？

A. 道路の場合は個人でも可能です。河川の場合は、5人以上の団体（NPO、町内会、商工会等）または企業に限られます。

Q. 活動区間や活動回数に決まりはあるの？

A. 対象区間については、道路の場合、個人は100m、団体は500m程度を目安とし、河川の場合は、100m以上の活動をお願いしています。

また、活動回数については、道路の場合、年4～6回程度を目安とし、河川の場合は年2回以上の活動をお願いしています。

Q. 認定されるとどのようなメリットがあるの？

A. 県が設置する表示板や、活動状況の土木事務所ホームページ掲載などのPRにより、社会貢献活動が地域に広く認められるほか、何よりも自分たちの活動に”やりがい”が生まれ、地域コミュニティ等が活性化されます。

Q. 花の苗や肥料、消耗品などは支給してもらえるの？

A. 申し訳ありませんが、花の苗や肥料、消耗品などは支給できません。

Q. 申込みにはどんなものが必要なの？

A. スマイルサポーター認定申込書、実施予定表、構成員名簿、団体の規約等を提出していただきます。

Q. 認定までの流れは？

A. 認定申込後に県と市町村とで協力体制等についての協議を行います。

その後、サポーターと県及び登米市の三者で覚書を締結し、サポーター認定書を交付します。

Q. 認定後には何か手続きが必要なの？

A. 認定期間は年度末までの最大1年間となっています。翌年度以降も継続して活動いただける場合は、継続実施予定表を提出していただきます。

Q. サポーターをできなくなったら？

A. なんらかの事情で活動ができなくなった場合には、協議の上覚書を解除することとなります。また、「休止」という形も検討していただきます。

スマイルサポーターに関するご質問があれば、お気軽に土木事務所にお問い合わせください。



土砂災害危険箇所の指定状況

大雨や地震等によって土砂崩れや土石流などの土砂災害が発生するおそれのある「土砂災害危険箇所」は、登米市内に684箇所存在します。

このような危険から、住民の生命と財産を守ることを目的として土砂災害防止法に基づき「土砂災害危険箇所」を順次指定しています。

平成27年度には、16箇所を新たに指定したことにより、登米市内における「土砂災害危険箇所」の指定箇所数は、合計345箇所となっています。

■登米市内の土砂災害危険箇所

旧町名	急傾斜地危険箇所				土石流危険渓流				地すべり	
	ランク1	ランク2	ランク3	合計	ランク1	ランク2	ランク3	合計		合計
登米町	23	58	4	85	9	17	9	35	0	120
津山町	16	71	6	93	24	28	20	72	0	165
東和町	25	88	1	114	53	92	3	148	0	262
豊里町	3	43	2	48	0	5	2	7	0	55
中田町	6	3	0	9	1	1	0	2	0	11
米山町	1	9	1	11	0	0	0	0	0	11
石越町	7	5	0	12	0	0	0	0	0	12
南方町	3	14	0	17	0	0	0	0	0	17
迫町	2	29	0	31	0	0	0	0	0	31
計	86	320	14	420	87	143	34	264	0	684
宮城県	1,841	2,570	553	4,964	1,359	1,754	300	3,413	105	8,482

平成14年度公表数

■登米市内土砂災害危険箇所指定状況

区分	土砂災害危険箇所数		警戒区域等指定済み箇所				備考
		うち要援護者施設関連箇所		指定率	うち要援護者施設関連箇所	指定率	
全体	684	9	(345)	(50.4%)	(9)	(100.0%)	(H28.3見込) H27.3末実績
ランク1	173	8	(165)	(95.4%)	(8)	(100.0%)	保全対象5戸以上
ランク2	463	1	(171)	(36.9%)	(1)	(100.0%)	保全対象4戸以上
ランク3	48	—	(9)	(18.8%)	(0)	—	保全対象なし

災害時要援護者施設：特別養護老人ホーム、幼稚園、身体障害者福祉ホーム等

■土砂災害危険箇所基礎調査結果説明会

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するためには、まず危険箇所毎に、地形や地質を詳細に調査し、区域の範囲を確定する「基礎調査」を実施し、住民の方々に説明してから、土砂災害危険箇所の指定を行います。



旧東和町内の説明会 11月19日



要援護者施設関係者説明 2月23日～25日

～ 土砂災害危険予知の知識 ～

土砂災害のキケン信号をみのがさないで！

避難場所、避難経路を確認しておきましょう！

がけ崩れの前兆現象

○がけや斜面に割れ目
ができた時

○がけから水が湧き出
てきた時

○がけから小石がバラ
バラと落ちてくるよう
になった時

土石流の前兆現象

○川の流れが滞ったり、
流木が混じっている時

○「山鳴り」といって、
山全体がうなるような
音がする時

○海が騒がれている
のに、川の水量が減っ
ている時

地すべりの前兆現象

○沢水や井戸水が濁っ
た時

○地面がひび割れたり、
一部が陥没あるいは隆
起した時

○斜面から水が湧き出
した時

～ 避難場所 ～

○○ 中学校

非常持ち出し品を準備しておきましょう！

非常時の持出し品

非常食・水
貴重品
衣類
医薬品
道具類

異常発見時の連絡先を確認しておきましょう！

登米市○○総合支所 電話番号○○○○-○○-○○

宮城県東部土木事務所
登米地域事務所 電話番号 0220-22-2763
(河川砂防班)



スマイルサポーター募集中！！



県では、県が管理する道路や河川で、ボランティアによる美化活動を行う個人や企業、団体を「スマイルサポーター」として認定しています。地域の皆様の積極的な参加をお待ちしております。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmdbk/smilesapporter.html>

編集後記

本年度は、「東部土木登米地域だより」を3回（10号～12号）発行いたしました。本号は年度末にあたり、今年度の当事務所の活動状況を振り返り取りまとめました。その中でも、9月関東東北豪雨における長沼ダムの効果発現が大きな話題となりました。また、皆様が一番関心のある「みやぎ県北高速幹線道路」を毎回紹介しました。平成28年度も登米地域の安全・安心と地域の発展に向け事務所一丸となって事業を推進してまいります。

平成27年度
宮城県土木部ロゴマーク

復興加速実感年

創造的復興へ
ステップ・アップ！

宮城県公式キャラクター「むすび丸」

宮城県土木部

宮城県東部土木事務所登米地域事務所

〒987-0511

登米市迫町佐沼字西佐沼150-5

TEL：0220-22-7533

FAX：0220-22-7534

事務所ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/et-tmdbk/>

事務所代表メールアドレス

et-tmdbk@pref.miyagi.jp